

保護者様

愛知県立碧南工科高等学校長

感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、出席停止を指示します。医師と相談の上、適切な処置をとるようご配慮ください。なお、出席停止期間を終えて登校する際は「出席停止届け」を学級担任へ提出してください。

出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群、新型インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後※5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後※5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「5日を経過」とは、発症日を0日目と数え5日目まで出席停止となります

出席停止届け

愛知県立碧南工科高等学校長殿

	年	組	番	氏名
出席停止となった病名				
インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合	発症日	月	日	解熱した日 月 日
受診した医療機関名	(市)			

月 日から 月 日まで上記疾患で欠席していましたが、出席停止期間を終えましたので登校します

保護者名